

愛知県経営者協会 御中

愛知県産業労働部長

新型インフルエンザに係る対応について（通知）

新型インフルエンザにつきましては、すでに本格的流行期に入っており、10月8日には愛知県内にインフルエンザ警報が発令され、今後、患者の急増が懸念されます。

県では、10月から健康福祉部内に新型インフルエンザ専門の対策室を設置し、医療体制の整備や感染防止対策をより迅速・着実に進めるための体制づくりを行ったところです。

一方、産業労働部では、9月に中小企業景況調査の中で新型インフルエンザ対策をテーマに調査を行いました。対策を実施しているとする企業は4割に留まっています。（別添「景況調査トピックス」参照）

つきましては、再度、下記の点について貴協会の会員企業に確実にご周知くださるようお願いいたします。

記

- 新型インフルエンザの予防については、**手洗い、うがい、咳エチケットの徹底**等の基本的な感染防止方法の実施や、感染者に接触しないという個人単位での感染防止策を徹底してください。
- 県ホームページにおいて新型インフルエンザに関する情報を提供していますので、ご留意いただくとともに、**正確な情報に基づく冷静な対応**をお願いします。

インフルエンザ関連情報（愛知県）：<http://www.pref.aichi.jp/0000024410.html>

- 管理監督者や従業員が新型インフルエンザに感染するなどにより出勤できなくなった場合に、企業活動が停滞することのないよう、予め代替者を選任しておくなど、事業活動が継続できるような体制を決めておくことが重要です。

なお、BCP（事業継続計画）を策定する場合は、中小企業庁のホームページを参考にしてください。（中小企業庁 HP www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html）

- あわせて、従業員が保健所から自宅待機を指示された場合や、家族の看病、あるいは保育施設等が臨時休業となり出勤できない場合などの休暇制度を設けるなど、当該従業員に対する人事労務上の配慮をお願いいたします。

担 当 労働福祉課

労使関係グループ（長江）

電 話 052-954-6361（ダイヤルイン）

「咳エチケット」とは

咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう

マスクを持っていない時は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけましょう

使用後のティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう

咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう